



SOS
KINDERDORF
INTERNATIONAL



CHILD SAFETY IS EVERYBODY'S BUSINESS

(日本語版)

CHILD PROTECTION POLICY

May 2008

子どもの保護に関するポリシー

– 子どもの安全はすべての人の務めです。

SOS子どもの村の立場

私たちが取り組むこと –温かく育み守ってくれる環境をつくり維持する

SOS子どもの村は、SOS子どもの村の中核となる価値を推進し、子どもの虐待や搾取を防ぎ、それに対処する守られた養育環境をつくり維持することに取り組んでいます。

私たちは、子どもの村の内外を問わず、あらゆる形態の子どもの虐待と搾取を強く非難します。また、私たちの組織が関わる範囲内で虐待があると確認されたケースやその疑いがあるケース、または未遂のケースなど、常にその性質に応じて対応します。

虐待や搾取に対する認識を高め、予防を支援し、報告を促し、対応を容易にするしくみを整える努力を続けていきます。その内容は、研修やカウンセリングなどの人材開発から、停職、解雇や法的措置に至るまで多岐にわたります。

ポリシーの基盤

- a. SOS子どもの村のルーツ、ビジョン、ミッション、価値
- b. 国連子どもの権利条約(UNCRC)
- c. さまざまなSOS子どもの村関係者の経験や情報。この中には、重要な関係者として子どもたちも含まれ、その見解は重視されます。(主な関係者とその人たちの主要なメッセージについては「関係者」の項に記す)
- d. “Keeping Children Safe Coalition”^{**}が定める子どもの保護に関する基準
*イギリスの団体

ポリシーで扱う範囲 –子どもの安全はすべての人の務めです

SOS子どもの村は国連子どもの権利条約に則って活動します。すなわち、子どもの最善の利益を第一に考えます。すべての子どもは自らの能力を十分に伸ばすことのできる権利、質の高い教育を受ける権利、参加する権利、差別されない権利を有します。すべての人は子どもをあらゆる形態の虐待、遺棄、搾取、暴力、差別から守る責任を有しています。このポリシーでは、特に、SOS子どもの村組織における子どもの虐待を防ぎ、それに対処するための内部のしくみに焦点をあてています。

はじめに

このポリシーは、SOS子どもの村インターナショナルに加盟しているすべてのSOS子どもの村組織に対し拘束力をもつものです。各国の本部はこの文書に基づいて、子どもの保護を国内で実現する方法を検討し、一貫性のある危機管理プランや、明確な報告・対応システムを構築します。すべての子どもは虐待や搾取を受ける恐れがあります。なかには、社会経済的な状況、ジェンダー、障害、民族、カースト、あるいは生活状況に関係するさまざまな形態の差別や排斥により、虐待や搾取をより受けやすい少女や少年がいるかもしれません。したがって、SOS子どもの村に関わるすべての人が子どもを保護する上での各自の役割や責任、また子どもの虐待について理解することが不可欠です。

子どもの虐待を定義するには、まず子どもの定義が必要です。子どもの権利条約によれば、子どもとは「国内法の定める成年年齢に達していない、18歳未満のすべての人」のことで

私たちは、子どもの虐待と搾取は世界中のすべての国や社会で起きていると認識しています。しかしながら、子どもたちが経験する文化的、宗教的、社会的、政治的、法的、そして経済的な違いが非常に大きいので、ひとつの世界的な現象として虐待や搾取を定義しようとするのは今も困難です。SOS子どもの村はすべての文化と宗教を尊重します。多様な文化間および学際的アプローチのもと、私たちは統合された枠組みを開発しました。子どもの虐待を防ぎ、それに対処するために、組織としての私たちが、子どもの虐待とは何か、どのような事情の場合、私たちのポリシーと手順が適用されるのかについて共通の理解に達することが非常に重要です^(注1)。さらにSOS子どもの村は、子どもの権利擁護を促進するために、家族、地域社会、国家機関におけるより幅広い啓発活動、予防やアドボカシー活動に取り組みます。

子どもの権利条約は、虐待やネグレクト（第19条）、差別（第2条）、様々な形態の搾取（第32-36条）から保護される子どもの権利の国際的枠組みを定めています。特に、親の養育を奪われた子どもたち（第20条）、難民の子どもたち（第22条）、麻薬常習のリスクがある子どもたち（第33条）、自由を奪われた子どもたち（第37、40条）、武力紛争下にある子どもたち（第38、40条）には、特別な配慮をしています。

-子どもたちが虐待に声をあげられる力をつけていく

子どもに近い人や子どもが信頼する人が虐待者であることも多いのです。私たちはこのポリシーを通じて、SOS子どもの村プログラムの中の家族や地域の慣習に、良い影響をもたらすことができると願っています。SOS子どもの村は、子どもたちが参加することの重要性をしっかりと認識し、少女や少年があらゆる形態の虐待に声をあげ、自らと仲間を守る主体として行動できるようにします。

子どもの保護に関するポリシーがめざすもの

ポリシーの目的：

- 各国のSOS子どもの村組織の施設やプログラムにおける子どもの虐待を防ぎ、虐待件数を減らします。（子どもによる子どもの虐待、大人による子どもの虐待）
- 子どもの権利と保護に関する自分たちの積極的な役割について、子どもが認識できるようにします。
- 子どもの保護に関するポリシーや関連する行動（認識、防止、報告、対応）について、子どもたち、職員、理事、家族、地域のメンバー、ボランティアやパートナー（スポンサーや寄付者、ジャーナリスト、政府関係機関など）に情報を提供します。
- 子どもに直接関わる職員に、子ども一人ひとりの成長と保護に貢献するために必要なスキルを活用するよう奨励します。
- すべての職員に対し、子ども一人ひとりの成長と保護に貢献するために必要とされる職場環境を保証します。
- 国内の会議や全プログラムおよび施設で開催されるワークショップにおいて、すべての関係者（子どもたち、若者、その家族、子どもの養育やユースケア担当職員、管理職員、理事、広報・資金調達担当職員、教師、メンテナンスとセキュリティ担当職員など）の間で誠実で開かれた議論が行われるようにします。
- 関係者（子どもたち、親、職員）の意見を表明する権利を保障するために、すべてのプログラムに、公平かつ安全で、透明性のある報告システムを設けます。
- 実効性のある保護のネットワークを構築することで、私たちの組織のすべての子どもと大人の安全が確保され、保護されます。子どもの保護のために、各国のSOS子どもの村組織内で、また組織間で、職員は協力します。

子どもの虐待とは何か？ - 定義と用語について

虐待の4つの主なカテゴリーの定義 (注2)

身体的虐待とは、本来子どもを監護できる状況の中で、親や責任ある立場の人物、権力を有する人物、または信頼されている人物の作為、または不作為によって生じた、または生じるおそれのある身体的な危害のことです。身体的虐待には、殴る、叩く、激しく揺さぶる、投げる、毒物を投与する、やけどさせる、熱湯につける、おぼれさせる、窒息させるなどがあります。また、子どもに対し病気の症状をねつ造する、または意図的に病気にかけることによって身体的危害をもたらすことも含まれます。これらは、一度きりのことも繰り返されることもあります。

性的虐待とは、虐待者側の快楽やニーズを満たすことを意図した行為のことです。大人と子ども間の行為である場合や、子どもどうしであってもその年齢や発達の違いから、片方の子どもがもう一方の子どもに対し責任を有している、信頼関係にある、あるいは権限を有している場合は、子どもと子ども間の行為も含まれます。子どもへの性的虐待には、子どもが、何が起きているのかをわかっている・わかっているに関わらず、性的な行動に参加するよう強制する、または誘導することが含まれます。身体的接触がある場合、性器挿入を伴う場合や伴わない場合があります。また、子どもにポルノ映像を見せる、あるいはポルノ映像の制作に関わらせる場合、あるいは、性的に不適切な行動を子どもに促す行為も含まれます。

ネグレクトや無関心な扱いとは、家族や養育者が当然利用できる資源があるにも関わらず、子どもの成長のために子どもの健康、教育、情緒的発達、栄養、住居および安全な生活環境を提供することに注意を払わない、またはそれをまったく行わないことです。それによって子どもの健康や身体的、精神的、道徳的、社会的、およびスピリチュアルな発達を損なう、もしくは損なう可能性があります。また、子どもに被害がおよばないように、可能な限り適切に監督し保護することを怠る場合も含まれます。

心理的虐待とは、子どもの自己認識や成長に悪影響を与える情緒的に不適切な扱いを継続的に行うことです。子どもに向かって、「価値がない」、「愛されてない」、「無能だ」とか、他者のニーズを満たすためだけの存在だと言ったり、不当な期待を押し付けたりすることも含まれます。行動を制限する、脅す、恐怖を与える、差別する、責任をなすりつける、墮落させる、あざける、おとしめる、いじめる、屈辱を与える（例：恥ずかしい思いをさせる恐れのある質問をする、または、そのような行為を求める）ことや、非身体的な形態をとった敵対的もしくは拒絶的な扱いが該当します。

具体的考察：

子どもから子どもへの虐待 – 行動を問い、変えていくこと

子どもによる子どもへの虐待が疑われる、またはその懸念がある場合は、特に慎重に対応する必要があります。このような場合は子どもの保護手続きに則って対応します。虐待を行った子どもへのあらゆる対応においては、効果的なアプローチが必要です。このアプローチでは被虐待者を確実に保護すると同時に、虐待者である子どもが自らの行動を問い、それを変えるよう支援します。

こうしたアプローチに必要なもの：

- 子どもはなぜ自分が虐待したのか、その結果がどうなるのかを十分に理解していないので、同様の虐待を行った大人とは著しく異なるという認識。

- あらゆる決定を下す際に最優先すべきことは、被害者・加害者両方の子どもにとっての最善の利益であるということ。

過去に受けた虐待の申し立て –過去に受けた虐待の申し立てに責任をもって取り組む

このポリシーにおける過去に受けた虐待とは、SOS子どもの村と関わる中で、子どもまたは青少年の時に受けた虐待を大人になって申し立てることを指します。虐待の申し立ては、発生後何年もたって行われるのが大半です。

そのような申し立ては子どもの保護手続きに従って、子どもの保護に関する問題として取り上げられます。各国のSOS子どもの村組織はそれぞれが作成した危機管理手続きに従い、過去の虐待の申し立てに対し透明性と責任をもって取り組む体制を整えています。

私たちは

- 過去の虐待の申し立てに耳を傾け、真摯に受け止め、責任ある行動をとります。
- 過去の虐待を申し立てた人のよりよい生活に向けて努力します。
- 現在私たちの養育を受けているすべての子どもを、虐待をしたと訴えられた人物から保護します。

子どものプライバシーの侵害

子どものプライバシーの保護の対象となるのは、広報目的で制作された子どもに関する写真、文章、映像などや子ども個人に関するデータを指します。子どもの歴史、医学的状態、家族背景に関する情報は全て、SOS子どもの村の管理のもと慎重に保管されなければなりません。これらのデータは部外秘として慎重に取り扱われます。

資金集めや広報、コミュニケーション時にある種の心理的虐待が発生する可能性があります。子どもや親または養育者でさえ、そのことを認識しているとは限りません。例えば、許可なく特定の子どもの使った広報資料（写真、映像、文章など）を制作することや、慎重に扱うべき情報を子どもの身元がわかるような状況で開示することによって、子どものプライバシーは侵害されます。

SOS子どもの村は“子どものプライバシーに対する権利を尊重します”^(注3)。子どもに関する情報の発信ならびに広報資料の作成・配布に関わるすべての職員および外部のパートナーは、以下の指針に基づいて行動します^(注4)。

- 子どもを出演させる広報資料を制作する場合、その子どもと法定後見人（もしくは、少なくとも成人した養育者）の双方に制作の許可を求めます。

- 「憐みの対象」として見せられているという感情を子どもがもつ恐れのある行為や発言を子どもに依頼しません。（例：過去について話すことや寄付を求めること）
- 子どもの名前は慎重に扱います。特に、その子の慎重に扱うべき情報との関連において（例：家族背景、医学的状態、障害や好ましくない行動）気をつけなくてはなりません。
- 文章と視覚情報との組み合わせには、常に気をつけなくてはなりません。文章が子どもに関する慎重に扱うべき情報を含んでいる場合や、写真やビデオ画像が慎重に扱うべき子どもの生活場面や子どもの身元を明らかにする場合には、特に配慮が必要です。

この指針に準拠すれば、確実に子どものプライバシーが尊重され、同時にプライバシーの侵害を防ぎ、プライバシーの侵害に対する認識を高めることとなります。この指針に基づき、子どもに直接関わる職員は、意図的であるかどうかに関わらず、子どものプライバシーを侵害しようとするあらゆる試みから子どもを保護する権利と義務を有しています。

関係者 (STAKEHOLDERS)

子どもの保護はすべての人の務めです。それは、私たちの仕事そのものであり、SOS子どもの村のすべての人と私たちの組織に関わるあらゆる人に関わるものです。具体的なアプローチは、「子どもの保護のためのポリシー」に基づいて各国の組織が定めます。

関係者

- 子ども（18歳未満）
- 青少年（18歳以上でSOSプログラムの参加者）

この関係者へのメッセージ

- あなたは権利を有しています—その中には、“イヤ (No)”という権利も含まれています。
- 暴力は許されません。
- 私たちはあなたの言葉に耳を傾け、真剣に受け止めます。

- SOS子どもの村で育った人

- あなたも関係者です。
- 私たちはあなたの言葉に耳を傾け、あなたを真剣に受け止めます。
- あなたの兄弟姉妹を支援して、彼ら自身の権利に気づかせてください。

- 子どもの養育やユースケアにあたる職員（子どもと直接関わる人）
：SOSマザー、SOSおばさん、SOSファミリーアシスタント、ユースの指導者
（*日本では、SOSマザーを育親、SOSおばさんとSOSファミリーアシスタントを「SOSおばさん」と呼んでいます。）
 - － SOSファミリーの中で安定した永続的な関係を築く上で、愛情は不可欠です。子どもをどんどん抱きしめてあげましょう。
 - － ポジティブな子育てのための支援が受けられます。
 - － 子どもから子どもへの虐待の問題があったとき、ひとりで抱え込まないでください。

- 子どもの成長に関わる職員：教育者、ソーシャルワーカー、心理士
 - － ポジティブで参加型の教育プロセスを開発する際に支援を受けられます。

- 村長
 - － 関係者全員が関与し、子どもの意見が尊重されるようにする上で、あなたは重要な役割を担っています。
 - － 情報や資金集めより子どものウェルビーイングを優先させる権利を有しています。

- SOS子どもの村のプログラムに参加している子どもの実家族
- SOSマザー、SOSおばさんの実家族
 - － ポジティブで参加型の教育プロセスを実施するにあたり支援を受けられます。

- すべてのSOS教育施設*の教師と職員
（*日本にはありませんが、世界のSOS子どもの村には、学校や職業訓練校、幼稚園や保育園が併設されている村もあります。）
- 幼児教育者（幼稚園教諭、保育士）
- 家族強化プログラムの職員（家族や子どもと直接関わる職員）：地域で働いている養育の専門家：ボランティア
 - － あなたはお手本であり、人々はあなたの言葉に耳を傾けます。
 - － 前向きで参加型の教育課程を開発する際に支援を受けられます。
 - － 子どもの声に耳を傾けてください：虐待の兆候に注意してください。責任感をもち、子どもがあなたのサポートを必要とするときは力になってください！

- 施設、プログラム、各国の事務局、および事務総局の職員ならびに保守警備担当職員
- そのほかの施設およびプログラムのリーダー
- 各国の事務局長（ND）
- 理事
- スポンサー、寄付者、報道関係者、来訪者
- SOS子どもの村と協力・交流関係にある組織の関係者
- サービスを提供している外部の業者やコンサルタント
 - － 保護することはすべての人の務めです。あなたはそのチームの一員です。

組織に及ぼす影響

私たちが行うことーこのポリシーの中核

- a. 認識：子どもの虐待とそのリスクに対する認識を高める
- b. 防止：子どもを虐待から守る方法を定める
- c. 報告：明確でシンプルな報告手順を定め、順守する
- d. 対応：子どもの虐待が疑われるあるいは報告された場合、確実に対応する。

a. 認識 – 沈黙をやぶる勇気をもつ

SOS子どもの村のすべてのプログラムにおいて、また私たちが活動する地域の中で、オープンで、適切に対応できる文化をつくり上げていくことが、子どもを守るうえで非常に重要なことです。組織として、そしてひとりの職員として、私たちが沈黙を破り、タブーとされてきた子どもの虐待を語る勇気を持つ必要があります。守られた、明確で誠実なコミュニケーションを通じて、私たちは肯定的なフィードバックと批判的なフィードバックの両方を与え、受け取ります。

以下の基本的な事項を順守することが重要です。

1. SOS子どもの村に関わるすべての人が、子どもの虐待がおよぼすあらゆる影響を理解すること。
2. 子どもの権利や保護について議論する機会を定期的に提供すること（ミーティング、非公式の意見交換、業績評価など）。

3. (様々な年齢や背景を有する) 少女や少年に、思いを語る機会を定期的に提供することで、保護が必要になるような事項がすべて受け止められ、対応されるようにすること。
4. 子どもの最善の利益を、子どもを保護するプロセスの指針とすること。利害が対立する場合、子どもの福祉を優先すること。
5. 子どもの保護に関する役割と責任が明確に定義され、周知されること。
6. すべての雇用契約と職員および組織の代表者が署名する行動規範において、子どもの保護に関するポリシーに言及すること。

b. 防止 - 安全な環境をつくり、維持する

子どもの虐待を防ぐために、SOS子どもの村、家族強化プログラム、そして他のSOS子どもの村の施設やプログラムの中に、私たちの組織の中核的価値を推進する環境をつくり、維持する必要があります。

実現につながる様々な活動：中心となるのは、適切な人材を採用し、育成することです。さらに子どもたちの声に注意深く耳を傾け、その意見を真摯に受け止め、子どもの保護に関する課題をめぐる議論に参加するよう促し、信頼にあふれた関係を築く機会を子どもたちに提供することが非常に重要です。あらゆるレベルで子どもの参画を促している環境では、子どもの虐待が発生する可能性が低くなるのは明らかです。

1. 最高水準の人選、採用、身元確認の手続きを適用します。職員、ボランティアなど立場に関わらず、応募者は犯罪歴を開示しなくてはなりません。また、警察やそのほかの適切な機関への確認や、推薦状の確認を通じて犯罪歴を確認します。
2. 全ての職員は適切な研修を受講し、私たちの子どもの保護に関するポリシーを理解したこと、それを実行することを確認する行動規範に署名します。
3. 全ての職員は採用後1カ月以内に、子どもの保護に関するポリシーについてのオリエンテーションを受けます。
4. 子どもの保護の問題は、あらゆる研修プログラムで必ず取り扱うテーマです。
5. 研修と経験の共有を通じて、何が適切で、何が不適切であるかという違いについて学びます。子どもの養育やユースケアにあたる職員は愛情をもって子どもに接しますが、同時に支援の枠組みを明確にし、その範囲を守ります。
6. 子どもたちが自らの成長と保護に役割を担うことができるようにします。子どもたちは、自分の人生に影響するすべてのことに参加するよう奨励され、彼らの権利に関する議論に参加します。子どもたちは、容認できる行動と容認できない行動について、また、何かおかしいと感じた場合に何ができるのかについて議論します。
7. 子ども一人ひとりが、それぞれのニーズや可能性に応じた個別の発達の機会を与えられます。職員は、子どもの発達を促す活動を実施するための研修やサポートを受けます。

8. 子どもの養育やユースケアに関わる職員は全て、必要に応じて家族カウンセリングサービスを利用できます。
9. 職員は、どのように子どもの保護に取り組むかに関して、定期的に施設間またプログラム間で経験を共有するよう奨励されます。
10. 私たちは、SOS子どもの村マニュアルや人事マニュアルの「スタンダード」を実施することによって、また各国本部内の文化や法的状況を考慮することによって、すべての施設やプログラムにおける労働環境が適切であるよう配慮します。
11. 私たちは、体罰に代わるものとしての肯定的なしつけについて、親、地域や宗教上の長老を対象とした啓発や能力向上の取り組みを支援します。
12. 地域や社会の中で行う私たちのアドボカシー活動を通じて、子どもの保護システムが強化され、少女や少年が提起する子どもの保護をめぐる課題への予防や対応が改善されます。

c. 報告 - すべてのプログラムにおいて子どもの保護に関する責任者を選任する

SOS子どもの村の中であるか、家族強化プログラムやその他のプログラム内であるかに関わらず、私たちは、提起された問題をすべて真摯に受け止め、適切な行動を取ります。各国の本部は、内部の報告体制など、明確な報告と対応の手続きを定め、それを実施します。また、関係者全員の役割と責任を定めます。地域での法的責任に応じた迅速かつ透明性のある対策をとります。

1. 施設やプログラムごとに3名で構成するチームを選出し、このチームに子どもの保護に関する懸念事項が報告されます。この子どもの保護チームのメンバーは、子どもと職員の全員に周知されます。一方で、子どもの保護チームは、危機的状況が発生した際適切に対応する態勢をとり、子どもの虐待の全てのケースに関して記録し、保管します^(注5)。他方で、チームの取り組みの主眼は虐待について啓発し、虐待を防ぐことにあります。各SOS子ども村のチームは、村長、少なくともSOSマザー1名、選ばれた職員か関係者1名(例 ソーシャルワーカー、地域のリーダーなど)から構成されます。ほかの施設やプログラムでも、村長、職員2名(あるいは1名は地域のメンバー)から構成される子どもの保護チームが選出されます。理想的には、SOS子どもの村のプログラムに参加している子どもや大人の声が子どもの保護チームの選出の際に考慮されることが望ましいのです。当然、虐待の疑いのある人物を子どもの保護チームのメンバーに選出してはなりません。
2. 国レベルでの子どもの保護チームは事務局長(ナショナル・ディレクター)が率い、2名から4名で構成されます。理事会から任命され、国内の子どもの保護の全体を監督します。各国の子ども保護チームの代表は、あらゆる子どもの虐待事例の調査に関与することになっています。事務局長(ナショナル・ディレクター)は最終責任を負い、年に2回理事会で、国内のSOS子どもの村における子どもの保護に関する状況を報告します。
3. 虐待のケースに対処する場合、守秘義務が最も重要です：情報は慎重に取り扱わねばなりません。

ん。次のことは、子どもの虐待に関する情報を提供する子どもや他の人々に知らされていなくてはなりません：虐待を申し立てた場合、その申し立てに関する情報が共有されるのは、権限を与えられた人物（選出された子どもの保護チームとその関係者）に限られます。

4. すべての職員は、子どもの虐待の疑いがあった場合、知っているあらゆる情報を子どもの保護チームに提供する義務があります。どのような虐待であろうと、情報を提供しなかったり隠匿したりした大人は、共犯とみなされます。
5. 虐待を報告した子どもや職員、その他の大人は、支援と保護を受けます。子どもの虐待で訴えられた人は公正な聴取を受けます。

d.対応 - 必ず対応します。

あらゆる形態の子どもの虐待は、例外なく、すべてのSOSプログラムにおいて、真摯にとらえられ、虐待の深刻さに応じて対処されます。私たちは、虐待の程度にかかわらず、虐待に対しては常に確実に対応します。対応することによって、私たちは透明かつ公正な手続きを保証し、決して冤罪をつくらず、関係者全員の権利を守ります。

1. 子どもの虐待やネグレクトが疑われる場合や確認された場合、必ず第一に、子どもの安全を守り保護します。同時に、治療的な対応が提供されるとともに、関係者全員の保護が保証されます。影響を受けた人物（SOSファミリーや家族強化プログラムに参加している家族、ユース施設にいる人々など）は必要なカウンセリングやサポートを受けます。
2. 各国の本部は、様々なレベルの虐待に対し、取るべき手続きを決定します。子どもの虐待の調査には、外部の専門家とその国の子どもの保護チームの代表者が関与しなければなりません。
3. すべての虐待のケースにおいて、そのケースに関与していない中立の人物によって内部調査が行われます。この人物が子どもの保護チームに調査結果を報告し、保護チームは次の対応を決定します。
4. 子どもから子どもへの虐待の対応では、虐待に関与したすべての子どもの成長と保護のために何が最善を重視します。
5. 大人による虐待の場合、虐待のレベルによって、個々のケースの対応レベルを定める各国の報告・対応システムに則って法的措置が取られます。必要に応じて、法的な支援が提供されます。
6. 各国の子どもの村の組織内で子どもの虐待が発生した場合、責任者を一人決め、その明確なリーダーシップのもと、情報の取り扱いや組織内外とのコミュニケーションを行います。この責任者は、子どもの保護チームからの支援を受けます。
7. 意思決定と行動は迅速に行われます。
8. 虐待のケースは、各国本部が定めた手順に則って児童福祉機関に報告されます。
9. 報告されたすべての虐待事例とその結果は、書面として記録し、施設またはプログラム内で保管します。

(注)

1. 子どもの保護に関するポリシー実践ガイドは、28か国で試行した経験に基づくものです。SOS子どもの村の各国で子どもの保護に関するポリシーを実施する際、この実践ガイドが実際のな役に立ちます。
2. 以下の定義は、「Every Child」の定義と1990年のWHOが作成した定義に基づいています。さらに詳細な内容や子どもの虐待のその他の形態は“Keeping Children Safe: Standards for Child Protection”の研修ツールの中の「ツールキット3 子どもの保護のための研修」のトレーナーのメモ（p.123以降）に掲載されています。このツールキットは2006年英国のKeeping Children Safe Coalitionによって作成されました。：<http://www.keepingchildrensafe.org.uk/>
3. SOS子どもの村ファンドレイジングマニュアル p.40
4. 背景情報や解説、例などのさらに詳細なプライバシー保護の指針は、子どもの保護の実践ガイドに記載されています。これは、公式のプライバシーポリシーが設けられるまでのあくまで推奨指針です。
5. 提起された懸念や申し立て、調査結果やインタビューなどは文書化して、安全に保管します。地域でプログラムやサービスを提供していくために、地域内で発生した子どもの保護に関する問題も記録し分析することが推奨されています。
6. 村長や施設の長による虐待が申し立てられた場合、即座にその上司に報告されなければなりません。



SOS 子どもの村
JAPAN

SOS子どもの村 JAPAN
810-0054 福岡市中央区今川2-14-3 サンビル3F
TEL 092-737-8655
E-mail info@sosjapan.org
www.sosjapan.org



SOS
KINDERDORF
INTERNATIONAL

SOS-Kinderdorf International
Hermann Gmeiner Straße 51
P.O. Box 209
A-6010 Innsbruck, Austria
www.sos-childrensvillages.org